

教職員間のハラスメントや
児童生徒に対する性犯罪・性暴力を中心とした
教職員の不祥事の防止策及び発生した際の対応
の強化策について

令和 6 年 4 月 12 日

高知県教育委員会

教職員間のハラスメントや児童生徒に対する性犯罪・性暴力を中心とした 教職員の不祥事の防止策及び発生した際の対応の強化策について

令和6年4月12日
高知県教育委員会

近年、本県において教職員の不祥事に伴う懲戒処分が多発しており、極めて憂慮すべき事態となっている。

特に、令和3年10月から11月にかけて県立高等学校において発生した教育実習生に対するハラスメント事案（以下「ハラスメント」という。）及び令和2年4月から5月及び令和4年6月から11月にかけて公立小学校において発生した臨時講師に対するハラスメントは、被害者を精神的に深く傷つけ、結果として、教職の道を諦めざるをえなくなるような取り返しのつかない事態を生じさせている。

また、令和5年5月から6月にかけて県立学校において発生した生徒に対するわいせつ事案は、同生徒に耐えがたい精神的苦痛を与える結果を招いている。

上記のような事案は、被害者の心身に多大な傷を与えるような許されない事案であることはもちろんのこと、県民の高知県の公教育に対する信頼を著しく損ねるものであり、児童生徒のために熱心に取り組む数多くの本県の教職員の活動にまで影響を及ぼしかねないところとなっている。このような事態は、時として、学校において、社会一般には通用しない論理によって行われ、かつ、従前それが見過ごされてきたような側面があることも要因の一つであると考えており、教職員間（教育実習生を含む。以下同じ。）におけるハラスメントや教職員による児童生徒に対する性犯罪・性暴力（以下「児童生徒に対する性犯罪等」という。）を含めた教職員の不祥事が二度と生じないよう、抜本的な防止策を図り、根絶に向けてその取組を実行する必要がある。

加えて、上記した2つのハラスメントについては、その発生時に、学校、市町村教育委員会、県教育委員会それぞれの機関における役割分担の整理や初動の対応等が必ずしも十分に実施できたとはいえず、結果として、事実の把握や懲戒処分に至るまでに不必要に時間がかかりすぎてしまうなどといった事態が生じたところである。当然、懲戒処分が不利益処分にあたる以上、その判断にあたって慎重かつ公正性が必要であることは前提であるが、それをもってしても、まずは相談者に寄り添うことを優先し、その上で、できる限り関係機関同士の速やかな情報共有と必要な対応を図ることが求められることは論を俟たず、県教育委員会としてもハラスメント等が発生した際の対応体制を省みる必要がある。

今般の事案等を受け、県教育委員会として、教職員間におけるハラスメントと児童生徒に対する性犯罪等を中心として、教職員の不祥事事案について、「抜本的な防止策」と「発生時の適切・迅速な対応体制の確立」という両輪で進めていく観点から、以下の通り今後の取

組を取りまとめた。¹

県教育委員会として、以下に掲げる取組を教育委員会全体として一丸となり、かつ、市町村教育委員会等の関係機関と連携して、法令等に基づくそれぞれの役割〔*〕を適切に果たしながら、教職員による不祥事を断固として発生させてはならないという強い覚悟と意思のもと、「抜本的な防止策」と「発生時の適切・迅速な対応体制の確立」を一体的に推し進めていく。²

〔*〕法制度を踏まえた各機関の役割の整理

①市町村立学校等の教職員（いわゆる「県費負担教職員」）の場合³

- ・ 市（指定都市除く）町村立小・中学校等の教職員は、身分は市町村の職員としつつ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第37条第1項⁴に基づき、任命権は都道府県教育委員会に属しており、教職員の適正配置と人事交流を図ることとされている。本条のいう「任命権」とは、任命の権限のみにとどまらず、「任用、免職、休職、復職、懲戒、給与の決定等身分上の事項一切を含むもの」とされている。
- ・ 地教行法第38条第1項⁵に基づき、都道府県教育委員会が県費負担教職員の任命権を行使するについて、学校の管理者である市町村教育委員会の内申をまって、これら教職員の任免等の身分上の変動を行うこととされている。
- ・ 地教行法第43条第1項⁶に基づき、設置する学校の管理権を有する市町村教育委員会が、県費負担教職員のサービスを監督することとされている。
- ・ 上記の地教行法における規定等を踏まえ、県費負担教職員が起こした不祥事（可能性の段階も含む。）に係る事案について、市町村教育委員会と県教育委員会の主な役割としては以下のようなものと考えられる。

¹ この取りまとめにあたっては、令和5年9月以降4回開催された高知県公立学校ハラスメント等第三者委員会における外部有識者からなる委員の意見も参考としている。

² あわせて、県教育委員会として、「学校指導・運営体制の効果的な強化・充実」や「学校における働き方改革」も一体的に取組を進めていく。

³ 地教行法に係る記載については「逐条解説 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第五次新訂」（木田宏著 教育行政研究会 編著）（第一法規）を参照

⁴ 地教行法第37条第1項

「市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、都道府県委員会に属する。」

⁵ 地教行法第38条第1項

「都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。」

⁶ 地教行法第43条第1項

「市町村委員会は、県費負担教職員のサービスを監督する。」

(i)市町村教育委員会

- ・ 日頃の管下の小・中学校等における教職員の不祥事の防止や、仮に発生した場合の初動対応の体制整備に向けた取組の実施。
- ・ 発生した教職員の不祥事に係る事案の早期の把握（学校からの速やかな市町村教育委員会への報告・情報共有を前提とする）。
- ・ 発生した可能性のある教職員の不祥事に係る事案について一義的な事実関係の確認（関係者への聞き取り等）。
- ・ 不祥事を起こしたとされる教職員の任免等に関わる可能性があることを踏まえた、任命権を有する県教育委員会に対する速やかな事案の報告・情報共有。
- ・ 事案の状況等を鑑みた、任免等の身分上の変動を行うにあたっての県教育委員会に対する内申。
- ・ 仮に当該教職員が実際に不祥事を起こしていた場合であって、かつ、懲戒処分に至らない場合に、指導・監督上の措置を実施。

(ii)県教育委員会

- ・ 不祥事の防止や初動対応の強化等に向けた教職員への研修の実施。
- ・ 教職員の不祥事の防止や初動対応の体制整備に向けた標準例等の市町村教育委員会への周知・意識啓発。
- ・ 市町村教育委員会から報告を受けた教職員の不祥事に係る事案について、人事上の処分等も視野に、市町村教育委員会における事実関係の確認等について要請。
- ・ 任命権者として人事上の処分等の可否を判断するにあたって、必要に応じて、県教育委員会が直接、市町村教育委員会と連携して関係者への聞き取り等を実施するなど適切な支援・助言を実施。
- ・ 市町村教育委員会の内申等も踏まえ、教職員に対する適正・公正な任免等の身分上の変動を実施。仮に当該教職員が実際に不祥事を起こしていた場合には、弁護士による助言や前例、他県の状況等も踏まえながら、本県の「教職員の懲戒処分の指針」に基づき、厳正な人事上の処分を実施。

②県立学校の教職員の場合

- ・ 県立学校の教職員の場合は、県教育委員会は、任命権者かつ服務監督権者であるため、上記の県費負担教職員の場合にあたっての、市町村教育委員会の役割もあわせて、県教育委員会が有することとなる。
- ・ 他方、各学校に所属する職員の監督は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第4項⁷等において、校長が行うこととされているため、日常的な防止策等の取組や、事案が発生

⁷ 学校教育法第37条第4項

「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」（※同法第37条は小学校についての規定であるが、他の

した場合は速やかな県教育委員会への報告・情報共有等については、各学校において主体性を持って判断し、円滑・迅速な対応に留意する必要がある。

学校種においても準用されている。)

◆ハラスメント及び児童生徒に対する性犯罪等への対応

1. 抜本的な防止策と発生時の適切・迅速な対応体制の確立について

○ハラスメント及び児童生徒に対する性犯罪等の事実認定や防止の取組等における、外部有識者の専門的知見による客観性の向上と取組の改善

担当課：教職員・福利課（小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、人権教育・児童生徒課）
スケジュール：令和5年7月31日に「高知県公立学校ハラスメント等第三者委員会設置要綱」を制定し、同年9月4日に第1回を開催。以降は個別の事実認定にあたって必要に応じて開催するほか、定期的を開催し、県教育委員会におけるハラスメント対策に関する助言を受ける。

：県教育委員会が、ハラスメント等の事実認定や防止の取組等を行う際に、専門的、客観的意見を述べる、教育、医療、心理、福祉及び法律等の外部有識者による常設の委員会を設置する。必要に応じ、その有識者委員の専門的知見からの意見、助言を受けることで、ハラスメント等についての事実認定の客観性を高めるとともに、取組策の不断の改善を図る。

【所掌業務】

- ・高知県教育長からの求めに応じて、ハラスメント事案（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等）及びハラスメント事案と疑われる事案の事実認定について意見を述べること。
- ・高知県教育長からの求めに応じて、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「教育職員性暴力等防止法」という。）第19条⁸の規定に基づく調査について意見を述べること。

⁸ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第19条第1項

「学校の設置者は、前条第四項の規定による報告を受けたときは、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。」

同法第18条第4項

「学校は、第一項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、直ちに、当該学校の設置者にその旨を通報するとともに、当該教育職員等による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。」

同法第18条第1項

「教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者及び児童生徒等の保護者は、児童生徒等から教育職員等による児童生徒性暴力等に係る相談を受けた場合等において、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童生徒

- ・高知県教育長からの求めに応じて、高知県内の公立学校におけるハラスメントへの対応や防止策を適切に進めるために助言を行うこと。

○ハラスメント及び児童生徒に対する性犯罪等が発生した場合の市町村教育委員会及び学校で実施すべき対応の周知・徹底

担当課：小中学校課、高等学校課、特別支援教育課（教職員・福利課、人権教育・児童生徒課）
スケジュール：令和5年度に関連する通知を発出。以降は、管理職及び市町村教育長の集まる全県的な会議及び研修会、人事に関するヒアリング等の場において、継続的な周知徹底を図る。

- ：法令等に基づく県教育委員会、市町村教育委員会それぞれの役割について、市町村教育委員会及び学校に対して周知し、事案が発生した場合の対応の徹底を図る。
- ：本内容について、ハラスメントについては、すでに7月11日付け5高小中第543号「市町村(学校組合)立学校におけるハラスメント事案等への対応マニュアルについて(依頼)」及び7月11日付け5高学第975号「県立学校におけるハラスメント事案等への対応マニュアルについて(依頼)」において、校内及び市町村教育委員会におけるハラスメント対応マニュアルを示し、全県的な対応方針や初期対応の留意点についての共通理解を図るとともに、全教職員への周知徹底を要請しているところ。また、県立学校長会及び市町村教育長会、人事ヒアリングのような場で県教育委員会より働きかけているところ。
- ：児童生徒に対する性犯罪等については、令和5年6月にハラスメントとあわせ、発生防止と適切な対応について、また、同年11月には、改めて事案発生時の迅速かつ適切な対応について、各県立学校長及び市町村教育委員会に通知し、教職員への周知を行った。
- ：今後も、管理職員及び市町村教育長の集まる全県的な会議及び研修会や、市町村立学校については、校長人事ヒアリング、教育長人事ヒアリング等の場において、県立学校については、県立学校長会議、校長ヒアリング等の場において定期的・継続的な周知徹底を行う。

○ハラスメント及び児童生徒に対する性犯罪等の防止や、仮に事案が発生した際の対応について、県内の全ての学校において校内研修を行うよう要請。また、その実施状況を確認

担当課：小中学校課、高等学校課、特別支援教育課（教職員・福利課、人権教育・児童生徒課）
スケジュール：令和5年8月に市町村教育委員会や県立学校に対して要請を実施。そのうえで、市町村立学校については9月以降の校長人事ヒアリングにおいて、進捗状況の確認を行う。県立学校については、9月以降の学校訪問及び校

等が在籍する学校又は当該学校の設置者への通報その他の適切な措置をとるものとする。」

長ヒアリングを通して進捗状況を確認する。

- : 県教育委員会より、ハラスメント及び児童生徒に対する性犯罪等の防止に関わる啓発資料やマニュアル等を市町村教育委員会及び県立学校に対して提供しつつ、当該資料等を用いて、全ての市町村立・県立学校において、防止に向けた取組や、事案が発生した場合の対応（相談体制や市町村教育委員会・県教育委員会に対しての報告・情報共有等）について、ケース・スタディ形式やロールプレイング形式もとりいれながら、管理職も含めた全教職員が学ぶ校内研修を実施するよう要請する（市町村立学校の場合には、市町村教育委員会と連携する）。
- : 令和5年度においては、7月に不祥事の未然防止と教職員の服務規律の確保に向けた校内研修等の実施を市町村教育委員会や県立学校に対して通知するとともに、8月にはハラスメント防止に関する研修の実施を県立学校に要請している。
- : また、令和6年度には、県教育委員会において、ハラスメント防止の教職員向けオンライン研修用の動画資料の提供を予定している。
- : 市町村立学校における校内研修の実施については、令和5年9月以降に小中学校課が全ての市町村立校長会を訪問して、個別に今年度後半の研修スケジュール作成の要請を行なうとともに、校長人事ヒアリングにおいて、当該スケジュールの進捗状況について確認を行った。県立学校における校内研修の実施については、9月以降の県立学校長会議等においてその都度、注意喚起や研修の実施を各校に周知した。
- : 今後は、毎年度、市町村立・県立学校問わず、県下一斉に県教育委員会が設定する不祥事防止の共通する重点テーマを中心に校内研修を実施する一定の期間を設定する。また、県教育委員会より、各学校において、当該期間での校内研修の実施も含めて、年間の校内研修の実施の体制やスケジュール等について学校経営計画に明確に位置づけることを求める。その研修の実施状況等については、県立学校であれば、学校訪問や校長ヒアリングを通して県教育委員会において確認する。市町村立学校であれば、日常的に、市町村教育委員会がその実施状況等を確認することを要請するとともに、校長人事ヒアリングにおいて、県教育委員会としても確認をする。

○教職員の相談体制の周知・構築

担当課：教職員・福利課（小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、人権教育・児童生徒課）

スケジュール：相談窓口等の周知は例年4月に実施をしており、今後も継続的に周知していく。また、令和6年度から心理士等の専門職の相談員を県教育委員会事務局内に配置するなど、相談体制の強化を行う。

- : ハラスメントを受けた際に教職員が相談できる窓口及び外部相談員は、従前も定例的に4

月に市町村教育長及び県立学校長に通知し、周知を依頼しているが、令和5年4月12日には改めて県立、市町村立学校の全職員に周知している。引き続き、新規採用職員への辞令交付式や、各教育長会議、校長会などの場で周知徹底を図る。

：教育実習を受けようとする学生に対しても、教育実習前の事前説明会（オリエンテーション）において、実習期間中にハラスメント事案等の事象が発生した場合の相談窓口として周知する。

：若年教員のメンタル対策と併せ、ハラスメントへの早期対応を図るため、県教育委員会事務局内に心理士等の専門職を配置し、メール・電話等に加え、若年教職員を中心に、新たに学校訪問による相談対応を行うなど相談体制の強化を図る。

○事案が発生した際の早期発見のための対教職員・児童生徒へのアンケートを実施

担当課：〔児童生徒〕人権教育・児童生徒課、〔教職員〕教職員・福利課（小中学校課、高等学校課、特別支援教育課）
スケジュール：児童生徒に対しては、「学校生活アンケート」という形で毎年2回以上実施をしており、引き続きこの調査を活用して実態把握に取り組む。 教職員に対しては、県立学校教職員に対して毎年度実施しており、引き続きこの調査を活用して実態把握に取り組む。また、市町村立学校教職員については、各市町村教育委員会におけるアンケート実施状況を把握するとともに、実施を促していく。

：相談窓口の存在の認知をしていても、自主的に相談等をすることに躊躇している事態を早期に発見するため、毎年、児童生徒向けには性犯罪・性暴力等、教職員向けにはハラスメント等を受けていないかのアンケートを実施する。

：児童生徒向けには、各学校は毎年2回以上「学校生活アンケート」を活用して、実態把握に取り組んでいるが、その把握した事案については学校で留めおくことなく、市町村立学校は市町村教育委員会を通して県教育委員会に報告を求めることとする。

：教職員向けには、県立学校教職員において毎年度実施しており、引き続き実施するとともに、より事案の早期把握につながるようアンケートの見直しも検討していく。また、市町村立学校教職員についても、風通しの良い、安心して働ける職場づくりの推進施策の一つとして必要な取組であることから、アンケートの実施を各市町村教育委員会へ求めている。

：いずれにしても、アンケートにより把握をした事案については、県教育委員会事務局内の関係部局において即座に共有をし、必要に応じて、市町村教育委員会や県立学校と協働して、事実確認等の対応を図っていく。

○児童生徒より教職員による性犯罪等の被害の訴えがあった際の学校の初期対応マニュアル

ルや、児童生徒向けの性犯罪等を受けた際の対応について周知・啓発する資料等を作成

担当課：人権教育・児童生徒課（教職員・福利課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課）

スケジュール：学校向けの初期対応のマニュアルについては、令和6年度5月末までに策定し、市町村教育委員会や県立学校に対して周知・徹底を図る。児童生徒向けの周知・啓発資料は、3月末に県内の公立・私立学校に配布し、4月に全公立学校児童生徒に配布を行う。

：教職員による児童生徒に対する性犯罪等の訴えが児童生徒よりあった際に、市町村教育委員会や県教育委員会への学校からの報告等の体制及び学校において初期対応や児童生徒の支援をどのようにすべきかをまとめたマニュアルを作成し、市町村教育委員会や県立学校に対して周知・徹底を図る。

：児童生徒向けに、教職員等から性犯罪等を受けた際に、身体や心を守ることの大切さや、すぐに信頼できる人に相談をすることといった対応等について啓発する資料を作成し、周知・啓発を行う。

2. 発生した事案への県教育委員会としての対応について

※児童生徒に対する性犯罪等については、下記のハラスメント事案への対応に準じて行うが、別途作成する予定のマニュアルに沿って対応する。

○県教育委員会内部での情報共有の徹底

：ハラスメントについて、学校、市町村教育委員会から県教育委員会に報告された情報については、速やかに県教育委員会内部で教育長まで情報共有を行い、事案への対応について協議するものとする。

○速やかな事実確認のための取組

：県立学校においては、事実確認のための聞き取りについては、原則として県教育委員会が速やかに実施することとする。特に、被害者等（被害者及び被害者の家族）への聞き取りにあたっては、県教育委員会は、学校長に、被害者等の聞き取り方法についての意向の確認や物的証拠の提供の依頼など、必要な指示を行うとともに、被害者等の意向を踏まえた上で聞き取りを実施する。

：市町村立学校においては、県教育委員会は、服務監督権者である市町村教育委員会による聞き取りの実施など、適切な対応が図られるよう、市町村教育委員会に対し指導、助言等を行うものとする。また、市町村教育委員会から要請があった場合や、県教育委員会が懲戒権を実施するにあたって必要と判断した場合には、被害者等の了解を得た上

で、県教育委員会も同席することとする。

：聞き取りにあたっては、客観性を高めるために相手側の了解を得たうえで録音するなど、正確な記録を徹底する。

○被害者等に寄り添った対応

：被害者等への聞き取りに際しては、状況に応じて、スクール・カウンセラー等の心理の専門家などを同席させるなど、被害者等に寄り添い、被害者等の不安の解消に努める。

：被害者等とやり取りをする窓口を県教育委員会（市町村立学校においては、原則市町村教育委員会）に統一するなどして、説明者が異なることによって伝えられる情報に齟齬が生じることを防ぎ、被害者の不安の解消に努める。また、窓口においては被害者等からの相談や問い合わせ等に随時対応するとともに、被害者等と相談のうえで、原則2週間に1度を目安に定期的に連絡をとり、被害者等の心境の確認等や調査の状況等について説明するなど、被害者等の不安の解消に努める。

：被害者等の意向を踏まえ、心理の専門家による心のケアを実施することや、被害者と加害者等（事実認定がなされるまでの間において、加害者とされる者を含む。）との業務上の接触を避けるなどの新たな加害を防ぐ措置、職場環境の整備など、必要な対策を行う。

：懲戒処分の公表などにおいて説明する際には、それを聞く被害者等への影響も十分に考慮した説明を行う。

○加害者への配置を含めた適切な対応

：加害者の人事配置等については、加害の事実が認められた時点で速やかに、事案の重大性などを踏まえ、被害者の安全を確保するとともに、児童生徒へ与える影響なども含め学校経営上の想定される影響等を熟慮し、学級担任を外す等の校務分掌の変更、学校以外の勤務場所への変更などについて検討することとし、市町村立学校についてはその点を踏まえ市町村教育委員会と積極的に協議、検討を行う。

○事案への対応手順等の明確化

：上記の点を踏まえ、ハラスメントが発生した場合の事案発覚から事実確認、処分等までの、県教育委員会としての具体的な対応手順などを明確化し、迅速で、適切な対応を図るため、別紙のとおり手順書を作成した。

（児童生徒に対する性犯罪等の対応手順等については、別途マニュアルを作成・公表予定）

：なお、事案の対応に当たっては、事案発覚から処分等までの期間を、被害者側の事情など特段の事情がない限りは、3ヶ月を目安とし、速やかに対応する。

◆不祥事全般に共通する防止対策

○教職員による不祥事防止対策のためのポータルサイトを立ち上げ

担当課：教職員・福利課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、人権教育・児童生徒課、保健体育課等

スケジュール：令和5年12月に新たに開設。その後は、随時、必要な情報等を更新。

- ：全ての教職員が不祥事防止に係る通知や研修資料などの各種情報を容易に把握できるよう、情報を一元化したポータルサイトを令和5年12月に開設するとともに、各県立学校及び市町村教育委員会に通知し、教職員への周知を行った。
- ：ポータルサイトには、各学校において校内研修等で使用できるような不祥事の防止に係る啓発資料や事例集、懲戒処分指針や懲戒処分等の公表基準、懲戒処分事例、児童生徒に対する性犯罪等防止関係の資料、高知県公立学校ハラスメント等第三者委員会の実施状況、各種通知など、本紙において掲げてきた項目に係る情報も含め、教職員はもとより、県民にも分かりやすい形で掲載した。今後、常に新しいものとなるよう、随時改訂や更新を行うとともに、周知を図っていく。

○各学校における不祥事防止対策のための体制構築

担当課：小中学校課、高等学校課、特別支援教育課

スケジュール：令和6年4月から各学校において体制の構築ができるよう、関係団体等と調整。

- ：県立学校は全ての学校を対象とし、市町村立学校は市町村教育委員会と協力をして、各学校において、校長を長とした「不祥事防止委員会」を設置し、所属教職員の不祥事防止対策、初期対応体制の確認、年間を通じた校内研修の設定等を行うよう、令和6年度以降の学校経営計画の策定等を通じて働きかける。
- ：教職員の不祥事の防止等に向けて、地域や保護者といった学校外の視点を踏まえることの必要性から、コミュニティスクールの仕組み等を活用した、学校における不祥事防止対策の構築についても働きかけを行う。
- ：各学校の対応・実施体制の確認は、前記の「○ハラスメント及び児童生徒に対する性犯罪等の防止や、仮に事案が発生した際の対応について、県内の全ての学校において校内研修を行うよう要請。また、その実施状況を確認。」における、各学校においての実施状況の確認の際に、あわせて確認を行う。

○不祥事案が発生した場合の学校に対する個別対応

担当課：小中学校課、高等学校課、特別支援教育課

スケジュール：該当する事案があれば随時実施

：実際に不祥事案が発生した県立学校に対しては、当面、県教育委員会が学校を定期的に訪問し、校長と事案発生 の要因分析や、学校活動への影響の有無の確認、当該学校における再発防止策の協議等を行う。

具体的には、高等学校課又は特別支援教育課の職員と対象校の管理職が、大学教員等の専門家の意見も仰ぎながら学校運営の状況等を分析し、課題を洗い出すとともに改善策を検討する。

：市町村立学校に対しては、上記の県教育委員会が県立学校に対して実施する個別対応としての定期的な学校訪問等を、サービス監督権者として市町村教育委員会が実施するよう、強く働きかける。また、適宜県教育委員会の担当課も同席するなど、当該学校における再発防止策を推進する。

○著しく重大な結果を及ぼす不祥事案が発生した場合等であって、県教育委員会では客観的に調査を実施することが困難な場合には、県教育委員会等から独立した立場で当該個別事案の調査等を実施する第三者委員会を設置

担当課：教職員・福利課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課

スケジュール：該当する事案があれば随時実施

：今後、児童生徒や教職員等の心身に極めて深刻な影響を与えるなど著しく重大な結果を及ぼす教職員の不祥事案が発生し、かつ、県教育委員会では中立かつ公正で客観的な立場で事実関係を明らかにすることが困難である場合には、県教育委員会や当該事案の関係者から独立した立場である法曹関係者等において、調査により事実の認定等を実施する第三者委員会を設置することとする。

